

新型コロナウイルス感染予防に係るQ&A集(総合事業)

サービス種別	項目	質問	回答
通所 (A6・A7)	算定について	(地域密着型)通所介護事業所が利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う訪問(電話による安否確認を含む)について、介護報酬の算定が可能であるとされているが、総合事業の通所型サービスにおいても同様と考えてよいのか。	令和2年4月24日付で発出された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第10報)」の問2にあるとおり、総合事業においても同様の取扱いで差し支えない。ただし、事前に利用者等に意向の確認・説明を十分に行うこと。
通所 (A7)	算定について	上記による取扱いとした場合、通所型サービスA(A7)では、どのように算定するのか。	「それぞれのサービスの最短時間の報酬区分を算定する」という取扱いを準用し、週1回程度利用の方には通所型サービスIa、週2回程度利用の方には通所型サービスIIaのコードにて算定を行うこと。 なお各種加算(ただし、処遇改善加算及び特定処遇改善加算を除く)は算定できない。
通所 (A6)	算定について	上記による取扱いとした場合、通所介護相当サービス(A6)では、どのように算定するのか。	通所介護相当サービス(A6)の場合、「それぞれのサービスの最短時間の報酬区分による算定」が行えないため、要支援1の方には8001、要支援2の方には8011のコード(定員超過のコード)にて算定を行うこと。 なお各種加算(ただし、処遇改善加算及び特定処遇改善加算を除く)は算定できない。
通所 (A6・A7)	算定について	同一月内に1回(または数回)通所型サービスを利用したが、その後、感染予防の観点で本人の希望により、通所を取りやめた場合(または電話での安否確認等の手段に変更した場合)、その月はどのように算定すべきか。	同一月内において1回以上、通所型サービスの利用がある場合、1か月分を算定してよいこととする。ただし、事前に利用者等に意向の確認・説明を十分に行うこと。
通所 (A6・A7)	算定について	プランに基づき、週2回の通所型サービスを利用していたが、感染予防の観点で本人の希望により、月途中より週2回を週1回に減らした場合、その月はどのように算定するのか。	通所型サービスA(A7)の場合、当初のプランどおり、週2回で1か月分を算定してよい。(1月すべて週1回の利用となる場合は、週1回で算定をするものとする。) なお、通所介護相当サービス(A6)の場合は、要支援の区分によって介護報酬が定められているため、回数の増減は算定に影響しない。
通所 (A6・A7)	算定について	感染予防の観点で本人の希望により、1月を通して通所を取りやめ、かつ、電話での安否確認も希望しない場合、その月の算定はどうか。	通所が1回もなく、安否確認も行わない場合は、算定できない。